

議第19号

損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年3月14日

高島市長 今 城 克 啓

損害賠償の額を定め、和解することにつき議決を求めることについて

次のように損害賠償の額を定め、和解することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 相手方

所在地 高島市安曇川町西万木504番地1
名称 オオヤマホールディング株式会社
代表取締役 大山 光善

2 概要

令和6年1月7日に発生した、高島B&G海洋センターの温水プールの加温装置であるヒートポンプチラーが異常停止したことにより、水温が低下して遊泳に支障をきたし、同年1月10日から1月31日までの22日間、温水プールのみ営業を停止する状況となったことから、高島B&G海洋センターの管理運営に関する基本協定第35条の規定に基づき、指定管理者が損害に関する通知により被った損害の賠償を求めたもの。

3 損害賠償の額

4, 133, 683円

4 和解の内容

- (1) 高島市は、相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、4, 133, 683円を支払う。

- (2) 本件損害賠償金の支払いのほか、高島市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。